

<参考> 主義主張団体規約の見本【1号団体※】

※政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

## 府庁会規約

※ 第1条 (名称・所在地)

本会は、府庁会と称し、主たる事務所を大阪府内におく。

※ 第2条 (目的)

本会は、□□□□の理念に基づき、△△△△の実現のために必要な政治活動を行うことを目的とする。

<例> □□□□ → 民主主義、自由主義、社会主義など

△△△△ → 福祉社会、住みよい日本など

※ 第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配付
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

※ 第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

※ 第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- 会 長 1名  
副 会 長 2名  
幹 事 若干名  
会計責任者 1名  
監 事 2名

第6条 (役員を選出及び任期)

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

※ 第7条 (会議)

- 1 会長は毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集する。
- 2 会長は必要に応じ役員会を招集する。

第8条 (経費)

本会の経費は、会費 (〇〇〇円)、寄附金その他の収入をもって充当する。

※ 第9条 (会計年度及び会計監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査をうけ、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条 (補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

※ 附 則

本規約は、令和〇年〇月〇日より実施する。

(注意)

- 1 目的には、政治上の主義・政策等政治活動の内容を具体的に書いてください。
- 2 附則の年月日は、設立届の「組織年月日」、「選任年月日」及び「異動年月日」と原則一致します。